



元高医薬第 747 号

令和元年 9 月 26 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長



麻薬及び覚せい剤原料等の取扱いについて（注意喚起）

日頃は、本県の薬務行政の推進にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年度上半期において、麻薬若しくは覚せい剤原料が入った容器・包装を誤って廃棄したと思われる所在不明事故や、廃棄届を提出せずに廃棄を行った事故が発生しており、事故届全体の約半数を占める状況です。

これらの事故の発生要因の一つには、麻薬等を取り扱う従事者の関係法令や適正な取扱いに対する認識不足が挙げられます。

つきましては、県内の麻薬業務所に対し別添写しのとおり通知しましたので、貴会会員へ麻薬及び向精神薬取締法及び覚せい剤取締法に基づき麻薬等の取扱いや管理方法について周知徹底いただきますようお願いいたします。

問合せ先

高知県健康政策部医事薬務課 濱田、平松

〒 780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20

Tel:088-823-9682



元高医薬第 747 号

令和元年 9 月 26 日

各麻薬業務所 管理者 様

高知県健康政策部医事薬務課長

(公 印 省 略)

麻薬及び覚せい剤原料等の取扱いについて (注意喚起)

日頃は、本県の薬務行政の推進にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年度上半期において、麻薬若しくは覚せい剤原料が入った容器・包装を誤って廃棄したと思われる所在不明事故や、廃棄届を提出せずに廃棄を行った事故が発生しており、事故届全体の約半数を占める状況です。

これらの事故の発生要因の一つには、麻薬等を取り扱う従事者の関係法令や適正な取扱いに対する認識不足が挙げられます。

つきましては、従事者に対して、麻薬及び向精神薬取締法及び覚せい剤取締法に基づき麻薬等の取扱いや管理方法について今一度周知徹底していただき、麻薬等の適正な流通が確保されますようご協力をお願いいたします。

また、麻薬等の取扱いに関しますご不明な点や、万が一事故が発生した場合には、速やかに当課若しくは管轄の福祉保健所にご相談等をいただきますよう重ねてお願いいたします。

問合せ先

高知県健康政策部医事薬務課 濱田、平松

〒 780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20

Tel:088-823-9682